

一 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案	現行
（登録の申請又は届出に係る使用人） 第十五条の四 法第二十九条の二第一項第四号並びに第二十九条の四第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める使用人は、次の各号のいずれかに該当する使用人とする。 一・二 （略） （金融商品取引業者と密接な関係を有する者） 第十五条の十の七 法第二十九条の五第三項に規定する金融商品取引業者（法第二十九条の登録を受けようとする者を含む。）と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 （略） 二 当該金融商品取引業者の使用人 三 （略） 四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者 （親金融機関等及び子金融機関等の範囲） 第十五条の二十八 （略）	（登録の申請に係る使用人） 第十五条の四 法第二十九条の二第一項第四号並びに第二十九条の四第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める使用人は、法第二十九条の登録を受けようとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。 一・二 （略） （金融商品取引業者と密接な関係を有する者） 第十五条の十の七 法第二十九条の五第三項に規定する金融商品取引業者（法第二十九条の登録を受けようとする者を含む。）と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 （略） 二 当該金融商品取引業者の使用人で第十五条の四各号のいずれかに該当する者 三 （略） （新設） （親金融機関等及び子金融機関等の範囲） 第十五条の二十八 （略）

2 法第三十六条第四項及び第五項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 特例業務届出者（法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。以下同じ。）

三 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関及び前二号に掲げる者を除く。）

イゝハ (略)

3 (略)

（説明書類の縦覧を開始するまでの期間）

第十六条の十七 法第四十六条の四及び第四十七条の三に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である金融商品取引業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類（法第四十六条の四又は第四十七条の三に規定する説明書類をいう。）を備え置いて公衆の縦覧に供し、又は法第四十六条の四若しくは第四十七条の三に規定する内閣府令で定めるところによりインターネットの利用その他の方法により公表することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

2 法第三十六条第四項及び第五項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

(新設)

二 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関及び前号に掲げる者を除く。）

イゝハ (略)

3 (略)

（説明書類の縦覧を開始するまでの期間）

第十六条の十七 法第四十六条の四及び第四十七条の三に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である金融商品取引業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類（法第四十六条の四又は第四十七条の三に規定する説明書類をいう。）を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(最終指定親会社の説明書類の作成及び縦覧に係る経過期間)

第十七条の十 (略)

2 法第五十七条の十六に規定する毎事業年度経過後政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国会社である最終指定親会社（法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。次条第三項及び第十七条の二の十二第二項において同じ。）が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、その事業年度経過後四月を経過した日から法第五十七条の十六の説明書類を備え置いて公衆の縦覧に供し、又は同条に規定する内閣府令で定めるところによりインターネットの利用その他の方法により公表することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(適格機関投資家等特例業務)

第十七条の十二 法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家以外の者で政令で定めるものは、適格機関投資家以外の者であつて、その取得する法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に係る私募又は私募の取扱いの相手方となる時点において、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 国

二 日本銀行

三 地方公共団体

四 金融商品取引業者等

(最終指定親会社の説明書類の作成及び縦覧に係る経過期間)

第十七条の十 (略)

2 法第五十七条の十六に規定する毎事業年度経過後政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国会社である最終指定親会社（法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。次条第三項及び第十七条の二の十二第二項において同じ。）が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、その事業年度経過後四月を経過した日から法第五十七条の十六の説明書類を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(適格機関投資家等特例業務)

第十七条の十二 法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家以外の者で政令で定めるものは、適格機関投資家以外の者とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

五	法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利に係る私募又は同項第五号若しくは第六号に掲げる権利を有する者が出資若しくは拠出した金銭その他の財産について同条第八項第十五号に掲げる行為を業として行う者	(新設)
六	前号に掲げる者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者	(新設)
七	金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社	(新設)
八	資本金の額が五千万円以上である法人	(新設)
九	純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。)が五千万円以上である法人	(新設)
十	特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人	(新設)
十一	資産流動化法第二条第三項に規定する特定目的会社	(新設)
十二	企業年金基金であつて、財産の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める要件に該当するもの	(新設)
十三	外国法人	(新設)
十四	財産の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める要件に該当する個人	(新設)
十五	前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者	(新設)
2	法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利が次に掲げる要件に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家以外の者で政令で定めるものは、前項に規定する者並びに適格機関投資家以外の者であつて投資に関する知識及び経験を有するものとして内閣府令で定めるものとする	(新設)

る。

一 当該権利を有する者（以下この項において「出資者」という。

）が出資又は拠出をした金銭その他の財産を充てて行う事業が次に掲げるものであること。

イ 出資又は拠出をした金銭その他の財産の額から内閣府令で定める額を控除した額の百分の八十を超える額を充てて、株券その他の内閣府令で定める有価証券（投資を行つた時点において金融商品取引所に上場されていないものに限り、内閣府令で定めるものを除く。）に対する投資を行うものであること。

ロ 投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める場合を除き、資金の借入れ又は債務の保証を行うものでないこと。

二 やむを得ない事由がある場合を除き、出資者の請求により払戻しを受けることができないこと。

三 当該権利に係る契約において、法第六十三条第九項に規定する内閣府令で定める事項が定められていること。

四 当該権利に係る契約の締結までに、出資者に対し、前三号に掲げる要件に該当する旨を記載した書面を交付すること。

（略）

4 法第六十三条第一項第一号に規定する権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が適格機関投資家（法第六

3 2
（略）

法第六十三条第一項第一号に規定する権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が適格機関投資家（法第六

十三条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。以下この号及び次号イにおいて同じ。）である場合 当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること。

二 当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が特例業務対象投資家（第一項に規定する者（第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する者）であつて、法第六十三条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものをいう。イ及びロにおいて同じ。）である場合 次に掲げる全ての要件

イ 当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を取得し又は買い付けた者が当該権利を一括して他の一の適格機関投資家又は特例業務対象投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること。

ロ 当該権利が有価証券として発行される日以前六月以内に、当該権利と同一種類のものとして内閣府令で定める他の権利（ロにおいて「同種の新規発行権利」という。）が有価証券として発行されている場合にあつては、当該権利の取得勧誘に応じて取得する特例業務対象投資家の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行権利の取得勧誘に応じて取得した特例業務対象投資家の人数との合計が四十九名以下となること。

（略）

十三条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。以下この号において同じ。）である場合 当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること。

二 当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が適格機関投資家等（法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家等をいう。）のうち適格機関投資家以外の者（同号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。ロにおいて「一般投資家」という。）である場合 次に掲げるすべての要件

イ 当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を取得し又は買い付けた者が当該権利を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること。

ロ 当該権利が有価証券として発行される日以前六月以内に、当該権利と同一種類のものとして内閣府令で定める他の権利（ロにおいて「同種の新規発行権利」という。）が有価証券として発行されている場合にあつては、当該権利の取得勧誘に応じて取得する一般投資家の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行権利の取得勧誘に応じて取得した一般投資家の人数との合計が四十九名以下となること。

（略）

(特例業務届出者の使用人)

第十七条の十三 法第六十三条第二項第四号並びに第七項第一号ハ及び第二号ハに規定する政令で定める使用人は、適格機関投資家等特例業務(同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下この条及び次条において同じ。)の届出を行おうとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

〔投資者の保護を図ることが特に必要な適格機関投資家等特例業務〕

第十七条の十三の二 法第六十三条第九項(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定めるものは、法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利について、第十七条の十二第二項に規定する適格機関投資家以外の者であつて投資に関する知識及び経験を有するものとして内閣府令で定めるもの(法第六十三条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。)を相手方として行う適格機関投資家等特例業務とする。

(外国法人等に対する事業報告書の提出期限に関する特例)

第十七条の十三の三 法第六十三条の四第二項(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である特例業務届出者又は金融商品取引業者等が、その本国の法令又

(特例業務届出者の使用人)

第十七条の十三 法第六十三条第二項第四号に規定する政令で定める使用人は、適格機関投資家等特例業務(同項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下この条において同じ。)の届出を行おうとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（説明書類の縦覧を開始するまでの期間）

第十七条の十三の四 法第六十三条の四第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である特例業務届出者又は金融商品取引業者等が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類（法第六十三条の四第三項に規定する説明書類をいう。）を備え置いて公衆の縦覧に供し、又は同項に規定する内閣府令で定めるところによりインターネットの利用その他の方法により公表することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え）
第十七条の十六 金融商品取引業者等又は特例業務届出者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の	読み替えられる字句
読み替える法の	読み替える字句

（新設）

（外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え）
第十七条の十六 金融商品取引業者等が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の	読み替えられる字句
読み替える法の	読み替える字句

規定	(略)	第四十六条の四	第四十六条の五 第一項	第四十六条の五 第二項	第四十八条の三
	(略)	全ての営業所又は事務所	有価証券の売買	有価証券の売買	有価証券の売買
	(略)	金融商品取引業を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所 (以下この款及び第四十七条の三において「全ての営業所又は事務所」という。)	その全ての営業所又は事務所における有価証券の売買	全ての営業所又は事務所における有価証券の売買	その登録金融機関業務

規定	(略)	第四十六条の四	第四十六条の五 第一項	第四十六条の五 第二項	第四十八条の三
	(略)	所 すべての営業所又は事務	有価証券の売買	有価証券の売買	有価証券の売買
	(略)	金融商品取引業を行うため国内に設けるすべての営業所又は事務所 (以下この款及び第四十七条の三において「すべての営業所又は事務所」という。)	そのすべての営業所又は事務所における有価証券の売買	すべての営業所又は事務所における有価証券の売買	その登録金融機関業務

第五十条の二第六項				(略)	第四十八条の三第二項	第一項
所	すべての営業所又は事務	(略)	(略)	(略)	有価証券の売買	
	金融商品取引業等を行うため国内に設ける全	(略)	(略)	(略)	全ての営業所又は事務所における有価証券の売買	を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所（次項において「全ての営業所又は事務所」という。）における有価証券の売買

第五十条の二第六項				(略)	第四十八条の三第二項	第一項
所	すべての営業所又は事務	(略)	(略)	(略)	有価証券の売買	
	金融商品取引業等を行うため国内に設けるす	(略)	(略)	(略)	すべての営業所又は事務所における有価証券の売買	を行うため国内に設けるすべての営業所又は事務所（次項において「すべての営業所又は事務所」という。）における有価証券の売買

(略)	第六十三條第六項及び第六十三條の四第三項	主たる營業所若しくは事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う全ての營業所若しくは事務所	適格機関投資家等特例業務を行うため国内に設ける全ての營業所若しくは事務所	ての營業所又は事務所
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	
(金銭に類するもの)				
第三十四條の二 法第九十二條第一項第二号に規定する政令で定めるものは、第一條の三各号に掲げるものとする。				
(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任)				
第三十八條 (略)				
2 (略)				
3 法第九十四條の七第二項第二号の二に規定する政令で定める規定は、法第三十七條、第三十七條の三、第三十七條の四、第三十八條は、法第三十七條、第三十七條の三、第三十七條の四、第三十八				

(略)	(新設)	(新設)	(新設)	べての營業所又は事務所
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	
(新設)				
(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任)				
第三十八條 (略)				
2 (略)				
(新設)				

条（第一号、第二号及び第八号に係る部分に限る。）、第三十九条、第四十条（同条第二号にあつては、法第六十三条第一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第四十二条の二、第四十二条の七、第五百七十七条から第五百九十九条まで、第六百六十二条及び第六百六十三条から第六百七十一条までの規定とする。

4
3
10
(略)

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二（略）

2 長官権限（法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の六（法第六十条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第三十三条の四、第六十六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十七（法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六

3
3
9
(略)

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二（略）

2 長官権限（法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第三十三条の四、第六十六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十七（法第九十九条において準用する場合を含む。）、第六百五十一条（法第五十三条の四において準用す

五十一条（法第五十三条の四において準用する場合を含む。）
、
第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八
、
第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条
の三十四、第百五十六条の五十八及び第百五十六条の八十の規定に
よる権限並びに法第百五十六条の八十九の規定による権限（特定金
融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十三号に規定
する債権（金銭の貸借により生ずるものに限る。）の利率で金融庁
長官の指定するものに係るものを除く。）は、委員会に委任する。
ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並び
に公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及
び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合に
おける検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

3・4（略）

（金融商品取引業者等に関する権限の財務局長への委任）

第四十二条 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るもの
を除く。）は、申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者の
本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を
有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以
下「本店等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限にあつては
、
同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所
在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域
内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、金融商品取

る場合を含む。）
、
第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第
百五十六条の五の八、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の
十二、第百五十六条の三十四、第百五十六条の五十八並びに第百五
十六条の八十の規定による権限並びに法第百五十六条の八十九の規
定による権限（特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六条
第一項第十三号に規定する債権（金銭の貸借により生ずるものに限
る。）の利率で金融庁長官の指定するものに係るものを除く。）は
、
委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の
提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があ
ると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資す
ると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行う
ことを妨げない。

3・4（略）

（金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十二条 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るもの
を除く。）は、申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者
（法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者をいう。以下同
じ。）の本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国
に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事
務所。以下「本店等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限に
あつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事
務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の

引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十二（略）

十三 法第六十三条第五項の規定による縦覧

十四（略）

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関、特別金融商品取引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。）は、金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十号（法第六十三条の五第一項から第三項までの規定による処分に係る部分に限る。）、第十一号（同条第六項の規定による公告に係る部分に限る。）、第十二号、第十四号（同条第五項の規定による聴聞に係る部分に限る。）、第十五号（同条第五項の規定による通知に係る部分に限る。）及び第十九号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三（略）

四 法第三十一条第一項及び第三項、第三十一条の二第三項、第五項及び第八項、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十五条第

管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。

一〇十二（略）

十三（新設）

十四（略）

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関、特別金融商品取引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。）は、金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三（略）

四 法第三十一条第一項及び第三項、第三十一条の二第三項、第五項及び第八項、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十五条第

三項及び第六項、第三十七條の三第三項、第四十二條の七第三項、第四十六條の六第一項、第五十條第一項、第五十條の二第一項及び第七項、第六十條の五、第六十條の七、第六十三條第八項及び第十三項（これらの規定を法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第六十三條の三第一項の規定による届出の受理

五・六（略）

七 法第三十一條の二第四項、第四十六條の三第三項（法第六十條の六において準用する場合を含む。）、第五十六條の三及び第六十三條第十二項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令

八（略）

九 法第四十六條の三第一項及び第二項（これらの規定を法第六十條の六において準用する場合を含む。）、第四十七條の二、第四十九條の三（法第六十條の六において準用する場合を含む。）並びに第六十三條の四第二項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類、書面及び報告の受理

十 法第五十一條、第五十二條第一項、第二項及び第四項、第五十三條、第五十四條、第六十條の八第一項（法第六十條第一項の許可の取消しに係るものを除く。）及び第二項並びに第六十三條の五第一項から第三項まで（これらの規定を法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分

三項及び第六項、第三十七條の三第三項、第四十二條の七第三項、第四十六條の六第一項、第五十條第一項、第五十條の二第一項及び第七項、第六十條の五、第六十條の七、第六十三條第三項及び第六項（これらの規定を法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第六十三條の三第一項の規定による届出の受理

五・六（略）

七 法第三十一條の二第四項、第四十六條の三第三項（法第六十條の六において準用する場合を含む。）、第五十六條の三及び第六十三條第五項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令

八（略）

九 法第四十六條の三第一項及び第二項（これらの規定を法第六十條の六において準用する場合を含む。）、第四十七條の二並びに第四十九條の三（法第六十條の六において準用する場合を含む。）の規定による書類、書面及び報告の受理

十 法第五十一條、第五十二條第一項、第二項及び第四項、第五十三條、第五十四條並びに第六十條の八第一項（法第六十條第一項の許可の取消しに係るものを除く。）及び第二項の規定による処分

十一 法第五十四条の二、第六十条の八第三項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）及び第六十三條の五第六項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告

十二 法第五十六條の二第一項（法第六十五條の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十條の十一（法第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三條の六（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四條の七第二項第一号から第二号の二までの規定及び第三十八條の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十三 （略）

十四 法第五十七條第二項、第六十條の八第五項（法第六十條第一項の許可の取消しに係るものを除く。）及び第六十三條の五第四項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞

十五 法第五十七條第三項（法第二十九條の登録に係るものを除く。）、第六十條の八第四項（法第六十條第一項の許可の取消しに係るものを除く。）及び第六十三條の五第五項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

十六・十七 （略）

十八 法第六十三條第九項及び第十項（これらの規定を法第六十三

十一 法第五十四條の二及び第六十條の八第三項（法第六十條第一項の許可の取消しに係るものを除く。）の規定による公告

十二 法第五十六條の二第一項（法第六十五條の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十條の十一（法第六十條の十二第三項において準用する場合を含む。）並びに第六十三條第七項及び第八項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四條の七第二項第一号及び第二号の規定並びに第三十八條の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十三 （略）

十四 法第五十七條第二項及び第六十條の八第五項（法第六十條第一項の許可の取消しに係るものを除く。）の規定による聴聞

十五 法第五十七條第三項（法第二十九條の登録に係るものを除く。）、第六十條の八第四項（法第六十條第一項の許可の取消しに係るものを除く。）の規定による通知

十六・十七 （略）

（新設）

条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約書の写しの受理

十九 法第六十三條の三第二項において準用する法第六十三條第五項の規定による縦覧

二十〇二十三 (略)

二十四 第十五條の十三第三号、第十五條の十五、第十六條の十七ただし書、第十六條の十八ただし書、第十六條の十九ただし書、第十七條の十第一項ただし書及び第三項ただし書、第十七條の十三の三ただし書並びに第十七條の十三の四ただし書の規定による承認

二十五〇二十七 (略)

三〇七 (略)

(金融機関に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三條 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限る、金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号及び第九号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十三條の六第一項及び第三項、第三十七條の三第三項、第四十二條の七第三項、第五十條第一項、第五十條の二第一項及

(新設)

十八〇二十一 (略)

二十二 第十五條の十三第三号、第十五條の十五、第十六條の十七ただし書、第十六條の十八ただし書、第十六條の十九ただし書並びに第十七條の十第一項ただし書及び第三項ただし書の規定による承認

二十三〇二十五 (略)

三〇七 (略)

(金融機関に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三條 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限る、金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十三條の六第一項及び第三項、第三十七條の三第三項、第四十二條の七第三項、第五十條第一項、第五十條の二第一項及

び第七項並びに第六十三條の三第一項の規定並びに同条第二項において準用する法第六十三條第八項及び第十三項並びに第六十三條の二第三項の規定による届出の受理

二 法第四十八條の二第一項及び第二項の規定並びに法第六十三條の三第二項において準用する法第六十三條の四第二項の規定による書類及び報告の受理

三 法第四十八條の二第三項の規定及び法第六十三條の三第二項において準用する法第六十三條第十二項の規定による命令

四 法第五十一條の二、第五十二條の二第一項から第三項まで及び第五十四條の規定並びに法第六十三條の三第二項において準用する法第六十三條の五第一項から第三項までの規定による処分

五 法第五十四條の二（第二号を除く。）の規定及び法第六十三條の三第二項において準用する法第六十三條の五第六項の規定による公告

六 法第五十六條の二第一項及び第三項の規定並びに法第六十三條の三第二項において準用する法第六十三條の六の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四條の七第二項第一号及び第二号の二の規定並びに第三十八條の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

七 法第五十七條第二項の規定及び法第六十三條の三第二項において準用する法第六十三條の五第四項の規定による聴聞

八 法第五十七條第三項（法第三十三條の二の登録に係るものを除く。）の規定及び法第六十三條の三第二項において準用する法第

び第七項、第六十三條の三第一項並びに同条第二項において準用する法第六十三條第三項及び第六項並びに第六十三條の二第三項の規定による届出の受理

二 法第四十八條の二第一項及び第二項の規定による書類及び報告の受理

三 法第四十八條の二第三項及び第六十三條の三第二項において準用する法第六十三條第五項の規定による命令

四 法第五十一條の二、第五十二條の二第一項から第三項まで及び第五十四條の規定による処分

五 法第五十四條の二（第二号を除く。）の規定による公告

六 法第五十六條の二第一項及び第三項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四條の七第二項第一号の規定及び第三十八條の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

七 法第五十七條第二項の規定による聴聞

八 法第五十七條第三項の規定による通知（法第三十三條の二の登録に係るものを除く。）

六十三条の五第五項の規定による通知

九 法第六十三條の三第二項において準用する法第六十三條第五項の規定による縦覧

十 法第六十三條の三第二項において準用する法第六十三條第九項及び第十項の規定による契約書の写しの受理

十一・十四 (略)

十五 第十六條の十八ただし書、第十七條の十三の三ただし書及び第十七條の十三の四ただし書の規定による承認

十六・十七 (略)

3ゝ7 (略)

（委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四條 長官権限のうち次に掲げるものは、金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社等、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の本店等又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

（新設）

（新設）

九ゝ十二 (略)

十三 第十六條の十八ただし書の規定による承認

十四・十五 (略)

3ゝ7 (略)

（委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四條 長官権限のうち次に掲げるものは、金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社等、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の本店等又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第二項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三條の六（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第六十六条の二十七（法第九十九条において準用する場合を含む。）、第一百五十一条（法第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第一百五十五条の九並びに第一百五十六条の三十四の規定による権限 2 20 （略） （委員会の裁判所の禁止又は停止命令の申立て等に関する権限の財務局長等への委任） 第四十四条の五 （略） 2 4 （略） 5 長官権限のうち法第九十四条の七第四項の規定により委員会に委任された同項第二号に掲げる権限は、被申立人の住所の所在地又は法第九十二条第一項各号に定める行為が行われ、若しくは行われようとする地を管轄する財務局長（当該所在地又は当該行われ、若しくは行われようとする地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。	二 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第二項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三條の六（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第六十六条の二十七（法第九十九条において準用する場合を含む。）、第一百五十一条（法第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第一百五十五条の九並びに第一百五十六条の三十四の規定による権限 2 20 （略） （委員会の裁判所の禁止又は停止命令の申立て等に関する権限の財務局長等への委任） 第四十四条の五 （略） 2 4 （略） 5 長官権限のうち法第九十四条の七第四項の規定により委員会に委任された同項第二号に掲げる権限は、被申立人の住所の所在地又は法第九十二条第一項に規定する行為が行われ、若しくは行われようとする地を管轄する財務局長（当該所在地又は当該行われ、若しくは行われようとする地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。 6 （略）
二 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第二項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三條の七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第六十六条の二十七（法第九十九条において準用する場合を含む。）、第一百五十一条（法第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第一百五十五条の九並びに第一百五十六条の三十四の規定による権限 2 20 （略） （委員会の裁判所の禁止又は停止命令の申立て等に関する権限の財務局長等への委任） 第四十四条の五 （略） 2 4 （略） 5 長官権限のうち法第九十四条の七第四項の規定により委員会に委任された同項第二号に掲げる権限は、被申立人の住所の所在地又は法第九十二条第一項に規定する行為が行われ、若しくは行われようとする地を管轄する財務局長（当該所在地又は当該行われ、若しくは行われようとする地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。 6 （略）	二 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第二項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三條の六（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第六十六条の二十七（法第九十九条において準用する場合を含む。）、第一百五十一条（法第一百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第一百五十五条の九並びに第一百五十六条の三十四の規定による権限 2 20 （略） （委員会の裁判所の禁止又は停止命令の申立て等に関する権限の財務局長等への委任） 第四十四条の五 （略） 2 4 （略） 5 長官権限のうち法第九十四条の七第四項の規定により委員会に委任された同項第二号に掲げる権限は、被申立人の住所の所在地又は法第九十二条第一項に規定する行為が行われ、若しくは行われようとする地を管轄する財務局長（当該所在地又は当該行われ、若しくは行われようとする地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。 6 （略）

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。

（財務局長等への権限の委任）

- 2 改正法附則第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、改正法附則第三条第一項の規定による書面の受理は、同項の規定により書面の提出をする者の本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。

（経過措置）

- 3 この政令の施行の日前に、同種の新規発行権利（第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令第十七条の十二第四項第二号ロに規定する同種の新規発行権利をいう。）が有価証券として発行されている場合における同号ロの規定の適用については、同号ロ中「取得した特例業務対象投資家」とあるのは、「取得した特例業務対象投資家（金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三十八号）の施行の日前に発行されている同種の新規発行権利にあつては、適格機関投資家以外の者で、法第六十三条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないもの）」とする。